

# 岐阜県公報

## 目次

規則

岐阜県水源地域保全条例施行規則

(林政課)

ページ

## 規則

岐阜県水源地域保全条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十一号

岐阜県水源地域保全条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県水源地域保全条例(平成二十五年岐阜県条例第二十四号、以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(使用及び収益を目的とする権利)

第二条 条例第二条第二項及び第十五条第一項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、地役権、使用貸借による権利及び賃借権とする。

(水源地域の指定の公告)

第三条 条例第十三条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項を岐阜県公報に掲載して行うものとする。

- 一 水源地域の指定の区域の案
- 二 前号に掲げる事項の縦覧場所

(意見書)

第四条 条例第十三条第五項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 二 指定をしようとする区域内の土地の所有権等又は利害關係を有することを明らかにする事項

三 指定の区域の案についての意見

(届出を要する土地売買等の契約)

第五条 条例第十五条第一項の規則で定める契約は、次に掲げるものとする。

一 売買

二 贈与

三 交換

四 地上権を設定し、又は移転する契約

五 地役権を設定する契約

六 使用貸借による権利を設定し、又は移転する契約

七 賃借権を設定し、又は移転する契約

(土地の所有権等の移転等の届出)

第六条 条例第十五条第一項の規定による届出は、別記第一号様式による土地の所有権等の移転等の届出書によつてしななければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面

二 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書その他当該土地について所有権等を有することを証する書面の写し

3 条例第十五条第一項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 土地売買等の契約に係る土地の地目及び現況

二 契約当事者の業種

4 条例第十五条第二項第一号の規則で定める法人は、次に掲げるものとする。

一 分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)第九条第二号の森林整備法人

二 独立行政法人

三 国立大学法人

四 地方独立行政法人

五 土地開発公社

5 条例第十五条第二項第三号の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十号に規定する電気事業者(特定規模電気事業者を除く。)が行つ送電線路設置事業(鉄塔、管渠並びに開閉所及びこれに類する電気工作物の設置を除く。)及び配電線路設置事業(架空電線、これを支持する柱(以下この号において「電柱」という。)、電柱の支線若

しくは支柱又はこれらの附帯設備の設置に限る。)

二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第一百七条第一項の認定を受けたる者が行う電気通信設備設置事業(電気通信を行うための架空線路、これを支持する柱(以下この号において「電話柱」という。)、電話柱の支線若しくは支柱又はこれらの附帯設備の設置に限る。)

(変更の届出)

第七条 条例第十七条第一項又は第二項の規定による届出は、別記第二号様式による変更届出書によつてしななければならない。

(身分証明書)

第八条 条例第十八条第三項の身分を示す証明書は、別記第三号様式によるものとする。

(会長)

第九条 条例第二十一条に規定する岐阜県水源地域保全審議会(以下「審議会」という)に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第十条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門調査員)

第十一条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要と認めるときは、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門調査員は、当該専門の事項について、審議会の会議に出席し、意見を述べることができる。

4 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(審議会の庶務等)

第十二条 審議会の庶務は、林政部林政課において処理する。

第十三条 第九条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第十四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五条から第八条までの規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

別記第1号様式 (第6条関係)

## 土地の所有権等の移転等の届出書

年 月 日

岐阜県知事

様

届出者 住所

氏名

㊞

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

土地の所有権等の移転又は設定をする契約を締結したいので、岐阜県水源地域保全条例第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

## 1 契約当事者に関する事項

所有権等の移転又は設定をしようとする者	住 所		
	氏 名		
	電 話		
	業 種	<input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
所有権等の移転又は設定を受けようとする者	<input type="checkbox"/> 予定者あり	住 所	
		氏 名	
		電 話	
	<input type="checkbox"/> 未定	業 種	<input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> その他 ( )
契約に係る権利の種類別及び内容		( <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利 <input type="checkbox"/> 賃借権) の ( <input type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 移転)	
契約締結予定年月日		<input type="checkbox"/> 予定あり 年 月 日 <input type="checkbox"/> 未定	

## 2 土地に関する事項

登記上の土地の所在	登記地目	登記面積
合 計	筆	m <sup>2</sup>
土地利用の現況		
所有権等の移転又は設定の 後における土地の利用目的	<input type="checkbox"/> 現在の土地利用と同じ <input type="checkbox"/> 現在の土地利用と異なる ( ) <input type="checkbox"/> 未定	

## 3 添付書類

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書その他当該土地について所有権等を有することを証する書面の写し

- 注 1 該当する□にレ点を記入すること。
- 2 「氏名」及び「住所」の欄は、法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 「登記上の土地の所在」の欄は、届出に係る土地について市町村名から記入すること。届出に係る土地が3筆を超えるときは、「外○筆 (別紙記載)」として記載の上、別紙を添付すること。
- 4 「土地利用の現況」の欄は、木竹の生育状況など、主たる現況を具体的に記載すること。
- 5 ( ) 内には、内容を具体的に記載すること。

別記第2号様式 (第7条関係)

変更届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者 住所  
 氏名 ㊟  
 ( 法人にあっては、主たる事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名 )  
 電話番号

土地の所有権等の移転等の届出書に記載の事項について変更したので、岐阜県水源地域保全条例第17条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更事項

契約当事者に関する事項

変更項目		変更前	変更後
所有権等の移転 又は設定を受け ようとする者	住所		
	氏名		
	業種		
契約に係る権利の種別 及び内容			
契約締結予定年月日			

土地に関する事項

変更前	登記上の土地の所在		登記地目	登記面積
	合 計	筆	登記面積	m <sup>2</sup>
変更後	登記上の土地の所在		登記地目	登記面積
	合 計	筆	面積	m <sup>2</sup>
所有権等の移転又は設定の 後における土地の利用目的		変更前		変更後

2 変更年月日

3 添付書類

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書その他当該土地について所有権等を有することを証する書面の写し

注

- 1 該当する にレ点を記入すること。
- 2 「氏名」及び「住所」の欄は、法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 「登記上の土地の所在」の欄は、届出に係る土地について市町村名から記入すること。届出に係る土地が3筆を超えるときは、「外 筆 (別紙記載)」として記載の上、別紙を添付すること。
- 4 添付書類については、土地の所有権等の移転等の届出書に添付された内容から変更がないものは、改めて添付する必要はありません。

別記第3号様式 (第8条関係)

(表 面)

8.5センチメートル

岐阜県水源地域保全条例第18条  
第3項の規定による身分証明書

写 真

所属・職名  
氏 名  
有効期限

5.5センチメートル

上記の者は、岐阜県水源地域保全条例第18条第2項の規定による立入調査をする職員であることを証明する。

岐阜県知事

印

(裏 面)

岐阜県水源地域保全条例 (抜粋)

(報告の徴収等)

第18条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土地所有者等に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、水源地域内の土地に立ち入り、当該土地の利用が水源地域の機能の維持に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、請求があったときは、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

平成二十五年四月一日発行

発 行 所

岐阜市数田南二丁目一番一  
号

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三  
一  
岐 阜 文 芸 社